

(法務委員会)

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律

の一部を改正する法律案（衆第八号）（衆議院提出）要旨

本法律案は、東日本大震災法律援助事業の執行状況に鑑み、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を三年間延長し、平成三十三年三月三十一日までとするものである。